栃木県公共工事品質確保推進協議会 設立趣意書

豊かな県民生活の実現や安全の確保において社会資本は重要な意義を 有しており、その品質は現在及び将来の県民のために確保されなければな らない。

また、公共工事の品質は、調達時点では確認できず、受注者の技術的能力に負うところが大きい。

さらに公共投資が減少している中、受注をめぐる価格競争が激化し、全国的に低価格による入札の急増傾向がみられ、不良工事の発生や品質の良いものを造ろうとする企業努力が損なわれることが懸念されている。

このようなことから、公共工事は適切な技術力を有する受注者による施工が求められるため、発注者は受注者の選定にあたり十分な技術力の審査を行うと同時に、適切な発注事務と施工過程における適切な監督、検査等を実施することが必要である。

この度、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日)が施行されたことを受け、発注者間の連携を図りながら公共工事の発注事務、監督・検査等の適正化を促進し、その品質確保や円滑な執行に寄与することを目的に、『栃木県公共工事品質確保推進協議会』を設立するものである。